平成２２年（フ）第２４２１号
神奈川県鎌倉市小袋谷２丁目20番22―304号
債務者　小室　雅子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４３４号
神奈川県藤沢市下土棚1633番地の８
債務者　吉田勇一朗
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４５４号
横浜市緑区北八朔町1502番地83　スカイハイツ102号
債務者　児玉　鉄男
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４５５号
横浜市緑区北八朔町1502番地83　スカイハイツ102号
債務者　児玉　優子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５１４号
神奈川県大和市上和田1772番地　ラ・メーゾン宏枝101号
債務者　藤田　矩彦
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５２３号
横浜市神奈川区松見町２丁目455番地１　サンレフィナード松見101号
債務者　杉本　美華
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５５７号
神奈川県大和市深見3600番地２　ロイヤルプラザ大和312号
債務者　中山世津子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５７２号
横浜市鶴見区小野町36―７―101、住民票上の住所横浜市鶴見区潮田町２丁目129番地４
債務者　落合　斉明
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５９３号
横浜市磯子区杉田３丁目29番28号　平間ハイツ１Ｆ
債務者　原　祐美子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６０３号
横浜市都筑区東山田町1522番地の16
債務者　糸洲　美花
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６０８号
神奈川県海老名市河原口1109番地の６　109
債務者　篠田　惠子（旧姓小笠原）
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６３５号
横浜市中区錦町５番地　本牧ポートハイツ12号棟708号室
債務者　菅原小由里（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６５１号
神奈川県大和市西鶴間４丁目７番３号　ホワイトハウスＢ号
債務者　馬場エリザベスこと　ババ　エリザベス　ノーマ
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６６３号
神奈川県藤沢市高谷15番18号
債務者　藤井　ゆき
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７４８号
横浜市港南区野庭町664番地　野庭住宅４棟302号
債務者　黒川　　肇
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部